

手話言語法ニュース

2015年2月27日 No.17

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二・岡野美也子
条例グループ：責任者 小中栄一・田門浩・川根紀夫

意見書採択請願運動グループ：責任者 長谷川芳弘・中橋道紀・渡辺正夫

教材作りグループ：責任者 西滝憲彦・大杉豊・石橋大吾

手話言語条例に関する勉強会 in 埼玉

～ろう教育の未来を考える～

1月24日、埼玉県聴覚障害者協会は北本市文化センターで手話言語条例に関する勉強会を開催し、県市町村の教育委員会等行政関係者、議員を含め400人が参加しました。

鳥取県教育委員会特別支援教育課長の足立正久氏が「手話言語条例の制定と鳥取県の取組」をテーマに講演を行いました。手話言語条例ができたことで、県民の手話への関心が急速に高まったこと、他校との交流学习や弁論大会出場など、聾学校生徒の活躍する場が増えたことなどを伝え、「これからもろう者と聞こえる人が尊重し合う、共生社会の実現に向けて取り組みたい」と話しました。



鳥取県教育委員会特別支援教育課 足立課長

シンポジウムでは、埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長、県内のろう学園校長、埼玉の聴覚障害教育を考える会等教育関係者が県内のろう教育の実情と課題を出し合い、熱い意見交換が行われました。

鳥取県～出張講演します！

全国に先駆けて手話言語条例を施行した鳥取県では教育委員会の職員を講師として派遣してくれます。手話言語条例の制定を検討している地域は、講師の派遣をお願いしてみたいはいかがでしょうか？

連絡先：鳥取県教育委員会事務局 特別支援教育課

TEL：0857-26-7574 /FAX：0857-26-8101

鳥取県教育委員会の手話に関する取り組みHP

<http://www.pref.tottori.lg.jp/224231.htm>

【石川】2月15日に石川県聴覚障害者協会は県社会福祉会館で「第34回石川県ろうあ組織活動者研修会」を開催しました。



当運動本部委員の石橋が「手話言語法って何？～鳥取県手話言語条例制定に向けた取り組みより～」をテーマに講演を行いました。手話言語条例が制定された後、県が作成した

『手話ハンドブック』の教育現場への導入や遠隔手話通訳サービスなど具体的な施策について紹介し、「県民の手話に対する意識が高まった」と話しました。

市議会議員、ろうあ協会役員、関係者等150人が参加し、盛会裏に終了しました。

参加者の声

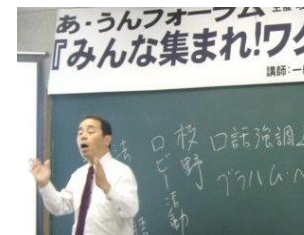
手話言語法制定運動が地域社会やろう者の暮らしへ及ぼす影響力について具体的に考えることができました。

—当運動本部委員が各地で講演—

【岐阜】2月15日に岐阜市聴覚障害者協会は県福祉・農業会館で「あ・うんフォーラム みんな集まれ！ワクワク手話GO!!」

を開催し、連盟理事長の石野が講師を務めました。

聴覚障害児・者の歴史から、手話言語法制定を求める運動について講演し、「これまでの障害者観を大きく変える運動。みんなで国を変えていこう」と呼びかけました。



【鹿児島】2月15日に鹿児島県聴覚障害者協会は鹿児島市中央公民館で「第33回手話で話そう県民の集い」を開催し、県議員、市議員を含め320人が参加しました。

連盟副理事長の長谷川が講師を務め、「手話言語法、手話



言語条例で何が変わったか」をテーマに講演し、「大切な宝となる手話言語法の法制定化を目指し、手話普及によりコミュニケーションが当たり前になる社会に向けて共に活動していこう」と呼びかけました。参加した議員からは、とても参考になったとコメントがありました。

2015年度も引き続き全国へ講師派遣する予定です。講演の他、役所への同行等様々な場面で後押ししたいと考えておりますので、遠慮なく当運動本部事務局までご相談ください。

一条例の動き

2015年4月1日施行を目指し、多くの自治体で手話言語条例が制定される予定です。

【群馬県】—群馬県手話言語条例（仮称）

群馬県議会は第1回定例会を開会しました。2月16日の本会議では、中沢丈一県議が条例案の提案説明をしました。3月12日の本会議で採択される予定です。本会議には群馬県議会事務局が手話通訳者を配置しています。採択される瞬間を皆で見届けましょう！

○傍聴受付・お問い合わせ先

一社) 群馬県聴覚障害者連盟

TEL : 027-255-6404 / FAX : 027-255-6870

E-mail : gunma@jfd.or.jp

【福島県郡山市】—郡山市手話言語条例（仮称）

福島県郡山市は2014年12月25日、パブリックコメントの結果を基に第4回検討会を開催し、条例案をまとめました。3月17日の郡山市議会常任委員会で提議し、同月20日の本会議で採択される予定です。

【兵庫県神戸市】—神戸市みんなの手話言語条例（仮称）

兵庫県神戸市会は第1回定例会を開会しました。2月17日の本会議では、向井道尋市議が条例案の提案説明をしました。3月24日の本会議で採択される予定です。

○傍聴受付・お問い合わせ先

NPO) 神戸ろうあ協会

TEL : 078-371-3071 / FAX : 078-371-3052

【兵庫県三木市】—三木市共に生きる手話言語条例（仮称）

兵庫県三木市は3月2日の三木市議会本会議で条例案を提議し、同月27日の本会議で採択される予定です。

○傍聴受付・お問い合わせ先

公社) 兵庫県聴覚障害者協会

TEL : 078-371-5613 / FAX : 078-371-0277



【奈良県大和郡山市】

—大和郡山市手話に関する基本条例（仮称）

奈良県大和郡山市は2月19日に条例案を発表しました。3月の大和郡山市議会に提議し、同月16日の本会議で採択される予定です。

【京都府城陽市】

—一手で輪を広げる城陽市手話言語条例（仮称）

京都府城陽市は2月24日の城陽市議会本会議で条例案を提議しました。3月30日の本会議で採択される予定です。

○傍聴受付・お問い合わせ先

城陽市役所 福祉保健部福祉課

TEL : 0774-56-4033 E-mail : fukushi@city.joyo.lg.jp

【条例採択予定の日付順】

①群馬県 ————— 3月12日（ライブ中継あり）

②奈良県大和郡山市 — 3月16日

③福島県郡山市 ——— 3月20日（ライブ中継あり）

④兵庫県神戸市 ——— 3月24日（ライブ中継あり）

⑤兵庫県三木市 ——— 3月27日

⑥京都府城陽市 ——— 3月30日（ライブ中継あり）

◇本会議の様子をライブ中継している議会もあります。

◆中継は各自自治体の議会HPをご覧ください。

手話言語条例施行後

【北海道新得町】～手話推進員を募集

新得町は地域の活性化や福祉復興等を図るため「地域おこし協力隊」の隊員として「手話推進員」を1名募集しています（3月2日締切）。業務内容は主に手話通訳、手話講座の運営で、週5日勤務です。興味のある方は新得町まで。

○受付：新得町役場地域戦略室

TEL : 0156-64-0521 / FAX : 0156-64-4013

E-mail : chisen@town.shintoku.hokkaido.jp

新得町HP

<http://www.shintoku-town.jp/kurashi/ijyuu/okoshikyou/ryokutai/boshu>

日本聴力障害新聞「チラシ」を作成



ろうあ連盟HPから無料でダウンロードできます。ぜひご利用ください！



全日本ろうあ連盟
手話言語法制定推進事業HP
<http://www.jfd.or.jp/sgh>

意見書採択追加情報

○茨城県常総市

採択自治体 / 自治体数（達成%）

都道府県 100%達成

区 22/23 (95.7%)

市 738/790 (93.4%)

町 656/745 (88.1%)

村 140/183 (76.5%)

計 1,556/1,741 (89.4%)

2015年2月26日現在 全日本ろうあ連盟本部事務所報告数

100%達成まであと…185自治体！

※2月、3月議会の採択報告をお待ちしております。

【運動本部事務局】全日本ろうあ連盟本部事務所

TEL : 03-3268-8847 FAX : 03-3267-3445

Email : info@jfd.or.jp (担当：鳴原・福田)

